

大学入学資格関係告示の一部改正（概要）



文部科学省

概要

我が国として留学生や帰国子女等を積極的に受け入れ、**大学の国際化を推進していく観点から、大学への入学資格に関して、原則として外国における12年の課程を修了した場合に入学資格を認めるという「課程年数主義」の原則は維持しつつ、高校相当として指定した12年制の外国人学校を修了した者等について、「18歳に達したもの」とする年齢要件を撤廃する等、所要の告示改正を行う。**

1. 改正の内容（図は本改正に関する大学入学資格の要件を示したもの）

①外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件

（昭和56年文部省告示第153号）の一部改正【**年齢要件の撤廃**】

外国における高校に対応する
学校の課程の修了

※12年未満の課程を想定



文科大臣が指定する我が国の大学に
入学するための準備教育課程等の修了



撤廃

18歳
以上

我が国において、高校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設（いわゆるインターナショナルスクール）の当該課程の修了

（12年未満の課程の場合、加えて準備教育課程の修了が必要）



撤廃

18歳
以上

②高等学校に対応する外国の学校課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件（平成28年文部科学省告示第177号）の一部改正

【**5か国（ウズベキスタン、スーダン、ベラルーシ、ペルー、ロシア）の課程を追加指定**】

外国において、高等学校に対応
する学校の課程で文科大臣が
別に指定するものを修了した者

※飛び級・早期卒業した者を含む



※指定の基準（H28告示75号）



※個別指定（H28告示177号）

追加指定

③大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和23年文部省告示第47号）の一部改正【**年齢要件の撤廃**】

国際的な大学入学資格（国際バカロレア資格（国際バカロレア事務局）、アビトゥア資格（ドイツ）、バカロレア資格（フランス）又はGCEA資格（英国））を有する者

国際的な評価団体（WASC、ACSI又はCIS）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程の修了



撤廃

18歳
以上

④高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を指定する件（平成13年文部科学省告示第167号）の一部改正【**③の改正に伴う関連規定の削除**】

2. 施行期日

公布の日（平成31年1月31日）

大学入学資格ガイド を作成しました。



大学入学資格とは、日本の大学・大学院へ入学するために求められる法令上の要件を指します。大学入学資格は、昭和22年に学校教育法が制定された当初から規定されており、時代の要請に応じてその対象範囲を拡大させてきました。

しかし、その一方で、要件が多岐に及んだことにより、進学を希望されている方のみならず、各大学の入学事務担当においても、入学資格の有無の判断に迷うケースが増えていると思われます。

平成31年1月に大学入学資格の一部が改正され、年齢要件の一部が撤廃されるとともに、修了者に大学入学資格が認められる外国の課程が追加で指定されました。これを一つの契機として、文部科学省においては、この度、入学資格の内容、Q&A、参考資料等についてまとめた冊子を作成しました。

入学志願者の入学資格の有無の判断は、各大学が法令に基づき適切に判断すべきものですので、各大学におかれては、本冊子を募集要項の作成や入学資格の有無を判断する等の場合に活用していただけると幸いです。

大学入学資格ガイドは文部科学省HP
からご覧いただけます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/index.htm

【問い合わせ先】

文部科学省 高等教育局 大学振興課 法規係
TEL: 03-5253-4111 (内線3338)
E-mail: daigakuc@mext.go.jp

文科省 大学入学資格

検索